

第三十二号議案

江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

例 江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成十七年十二月江戸川区条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「分割する集団」を「分割し、一以上」に改め、「戸建て住宅を」の下に「含む建築物を集団として」を加える。

第二十三条中「という。」の下に「並びに同条第三号の事業に係る建築物」を、「入居者」の下に「、従事者等」を加える。

第二十八条第二項を次のように改める。

2 規則に定める規模の事業を行う事業者は、都市型水害による被害の拡大を予防するため、規則で定めるところにより雨水流抑制施設等を設置するものとする。

第二十八条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、事業者は建築物の建築を行う場合、雨水流抑制施設等の設置に努めるものとする。

第三十七条中「すべて」を「全て」に改める。

第四十三条第一号中「書類の提出を」を「書類を提出」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に、現に改正前の江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例第八条第一項の規定による協議の申入れがされている事業については、なお従前の例による。ただし、施行日から起算して一年以内に、当該事業を行うに当たり必要な法令に基づく許可又は確認が行われない場合は、この限りでない。

（説明）

一定規模以上の事業を行う事業者に対する防災施設、排水施設等の整備基準を定める必要があるので、本案を提出いたします。